平成２７年（フ）第１３６４号
名古屋市東区橦木町１丁目12番地の１（アスピラルカサ橦木202号）
債務者　寒河江智生
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４４９号
愛知県春日井市宮町１丁目３番地13　サン・ピボット春日井Ⅲ501号
債務者　中川　美幸
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４５号
兵庫県姫路市書写697番地４　ハイツ書写105
債務者　中越　唱三
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２４３号
奈良県生駒市東菜畑１丁目143番２　シャーメゾンファミリア205号室、住民票上の住所京都府木津川市梅美台５丁目26番地１
債務者　吉田　睦美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２７５号
奈良県天理市川原城町52番地１　中大路ビル401
債務者　中村由美子（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２８７号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　公団９－101
債務者　西村　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６６６号
広島市安芸区矢野東５丁目７番27―202号
債務者　福井　典子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６７号
広島市安芸区矢野西３丁目52番17号、前住所広島市安芸区矢野西３丁目77番13号
債務者　山根　　茜
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２号
長崎県壱岐市芦辺町深江本村触963番地
債務者　黒木加代子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第５９号
鹿児島県大島郡喜界町大字赤連2703番地
債務者　西俣　貞夫
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第９７号
青森県三戸郡階上町蒼前東７丁目９番地350、前住所青森県三戸郡階上町大字角柄折字外堀７番地21
債務者　宗前由美子（旧姓東野・大山）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
秋田県大館市東台６丁目１番59号
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１７６号
長野県松本市県３丁目４番３号
債務者　中澤　　梢（旧姓林）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１４７号
三重県鈴鹿市岡田３丁目14番14号　エバーグリーン南山　Ａ－201、前住所三重県鈴鹿市算所３丁目22番27号　ポレスター鈴鹿グランドステージ504号
債務者　島袋ホセこと　ＳＨＩＭＡＢＵＫＵＲＯ　ＣＡＢＲＥＲＡ　ＪＯＳＥ　ＡＵＧＵＳＴＯ
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０８号
三重県四日市市蒔田２丁目５－24、住民票上の住所三重県四日市市十志町163番地２
債務者　上田美智子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
三重県三重郡川越町大字豊田736番地１
債務者　椎葉　重範
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
三重県四日市市日永西２丁目11番18号　サンミラー406
債務者　加藤　　仁
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係